

「かしまを元気に！まるごと応援券」 実施要領

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大や物価上昇等の影響により消費低迷が続く中、鹿島市内の店舗・事業所等で使用できる商品券（1冊5,000円分）を市民全員に配布し、生活を支援するとともに、消費を喚起して地域経済の再活性化を図る。また、物価上昇対策として18歳以下及び75歳以上の市民については、追加で商品券1冊を配布する。

2. 商品券の内容

- (1) 商品券名称 かしまを元気に！まるごと応援券
- (2) 発行元団体 鹿島商工会議所
- (3) 配布枚数 1,000円券×5枚

3. 商品券有効期間

- (1) **令和4年9月1日（木）から令和4年12月31日（土）まで**

4. 加盟店の登録

- (1) 資格要件 ①鹿島市内に立地する店舗・事業所であること。
(鹿島市外に立地する場合でも、当商工会議所会員の方はご登録が可能です)
②公序良俗に反する事業を営んでいないこと。
- (2) 登録期間 商品券有効期間中、随時受付
※ただし6月24日（金）までに登録された事業所は、8月中に市内全世帯へ配布する加盟店一覧チラシに掲載します。
- (3) 登録方法 加盟店登録申込書・誓約書・銀行口座振込依頼書を添えて、鹿島商工会議所に提出する。
- (4) 登録料 鹿島商工会議所会員・・・無料
〃 非会員・・・2,200円（税込み）／1店舗あたり
- (5) 広報について
加盟店はお客様に分かるように、店頭などにポスターを掲示する。
※6月25日以降に登録された場合、ホームページ等で随時、最新の加盟店一覧に掲載します。

5. 商品券の使用割合

- (1) 商品券5,000円のうち、市外資本の大型店（店舗面積：1,000㎡超）及びチェーン店では、2,000円分（1,000円券×2枚）のみ使用できる。

6. 商品券の使用制限

下記に示す内容について、商品券は使用できない。

- (1) 商品券・ビール券・図書券・切手・ハガキ・印紙及びプリペイドカード等の換金性の高い商品の購入
- (2) 病院代・薬代の保険診療適用分
- (3) 株式・先物・宝くじなどの金融商品
- (4) 国や地方公共団体への支払い
- (5) 事業活動に伴い発生した買掛金・未払金などの支払い（加盟店間・事業上の支払い）
- (6) 受け取った商品券での他店への支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものへの支払い
- (8) その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

7. 商品券使用上の注意事項

- (1) 有効期間を過ぎると無効とし、商品券の受け取りは拒否すること。
- (2) 商品券の交換・譲渡・売買を行ってはいけない。
- (3) 商品券の盗難・紛失・滅失に対して、発行元団体では責任を負わない。
- (4) 登録した加盟店のみで使用可能（店頭などに加盟店ポスターの掲示）
- (5) 不正行為が発覚した場合には、必要に応じて懲罰的賠償を伴う返金請求などの措置を講じる。

8. 商品券の換金

- (1) 換金期間 令和4年9月5日（月）から令和5年1月19日（木）までの毎週月曜日及び木曜日（ただし祝日は除く）
9：00～15：30
- (2) 換金場所 鹿島商工会議所 2階第一会議室
- (3) 換金方法 受け取った商品券の裏面に店舗・事業所名を記入または押印し、「換金申請書」を添えて提出する。
- (4) 換金手数料 無料